

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令の一部改正

一 題名

題名を「二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令」に改めるものとする。 (題名関係)

二 特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可に係る鉱物

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号。以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める鉱物は、石油及び可燃性天然ガスとするものとする。 (第二条関係)

三 収用委員会の裁決の申請手続

法第一百七十七条第三項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、経済産業省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならないものとする。 (第三条関係)

四 手数料の額

法第三百三十一条第一号（第四条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第二百二十条第一項に係る部分に限る。）に掲げる者が国に納付しなければならない手数料の額について定めるものとするこ
と。
（第四条関係）

第二 所得税法施行令の一部改正

減価償却資産の範囲に、無形固定資産として法第二条第八項に規定する試掘権を追加するものとするこ
と。
（第六条、第二百二十五条の十六及び第二百九十一条の二関係）

第三 法人税法施行令の一部改正

減価償却資産の範囲に、無形固定資産として法第二条第八項に規定する試掘権を追加するものとするこ
と。
（第十三条、第四百四十五条の十五及び第八十三条関係）

第四 労働安全衛生法施行令の一部改正

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第一項の政令で定める機械等のうち労働安
全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第二号に規定する第一種圧力容器等に
ついて、法の適用を受けるものを除くものとするこ
と。
（第十二条から第十四条まで関係）

第五 自然環境保全法施行令の一部改正

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為として、法第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うことを追加するものとする事。

（第六条関係）

第六 消費税法施行令の一部改正

調整対象固定資産及び内外判定の対象となる資産でその所在場所が明らかでないものの範囲に、法第二条第八項に規定する試掘権を追加するものとする事。

（第五条及び第六条関係）

第七 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正

公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）別表第八号の政令で定める法律に法を追加するものとする事。

（本則関係）

第八 経済産業省組織令の一部改正

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第十九条の五に、法第五十九条第一項第三号に規定する試掘場における保安に関することを追加するものとする事。

（第十九条の五関係）

第九 附則

一 この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）について所要の規定の整理を行うものとする。

（附則第二項関係）

三 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（令和六年政令第 号）について所要の規定の整理を行うものとする。

（附則第三項関係）